

寄せられたご意見と回答(令和7年2月受付分)

令和7年2月に広聴広報課で受け付けた主なご意見と回答・処理経過について、要旨を掲載します。

なお、掲載内容はご意見をいただいた当時のものであり、現在の状況とは異なる場合があります。

1 自宅前及び角欠き部分アスファルト補修（再舗装）の件

<input type="checkbox"/> ご意見の要旨	<input checked="" type="checkbox"/> 回答・処理経過の要旨	所管課
<input type="checkbox"/> 自宅前のアスファルトが劣化しており、自家用車のタイヤ表面が傷つき、割れやササクレの原因となっている。アスファルトの再舗装はできないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 現地を確認したところ区道（公道）ではなく、区で管理していない私道となるため、区での対応ができない。 私道の補修等については、私道所有者様にご相談の上、ご検討いただきたい。		地域基盤整備第三課 電話 03-3726-4303

2 中学校の制服について

<input type="checkbox"/> ご意見の要旨	<input checked="" type="checkbox"/> 回答・処理経過の要旨	所管課
<input type="checkbox"/> 中学校の制服を所得制限なく無償化することをぜひ検討してほしい。 <input checked="" type="checkbox"/> 学校における保護者の負担に関しては、学校設置者としての学校運営に係る経費は公費、それ以外の主に児童生徒個人の所有物に係る経費や直接的の利益が児童生徒に還元されるものにかかる経費は私費の扱いとしている。 教材、制服や校外学習等の費用について、経済的に負担が難しい家庭に対して就学援助制度により支援するとともに、生活保護世帯への支給はできる限り早く対応する等、配慮をしている。 様々な教育施策の充実が求められており、中学校の制服を含めたさらなる無償化については課題として認識している。引き続き研究していきたいと考えている。		学務課 学校運営係 電話 03-5744-1427

3 矢口区民センター温水プールの料金の件で

<input type="checkbox"/> ご意見の要旨	<input checked="" type="checkbox"/> 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□ 矢口区民センター温水プールは「2時間制」になっているが、プールでの運動は1時間でも十分に効果を得られるため、1時間の料金設定を設けるべきではないか。</p> <p>■ プールを利用する際には、着替えやシャワー、準備運動なども利用時間に含まれており、安全管理上、2時間ごとに10分間の休憩をとる運用としている。</p> <p>現在は上記の事情や区内及び近隣自治体の水泳場の運営状況等を踏まえ大田区立区民センター条例において2時間制と定められているが、利用者ニーズの動向等も注視し、今後の利用時間及び利用料金見直しの際には、いただいたご意見を役立てていく。</p>		<p>矢口特別出張所 電話 03-3759-4686</p>